

第2回有識者会合における宿題事項

令和2年7月7日
会計部門

宿題事項2：

原子力規制検査業務システム構築業務やHP作成業務の委託を随意契約とした理由が不十分と言わざるを得ない。特にHPは、規制庁のHP内に設置する必要性がそもそも疑問である。

回答：

○原子力規制検査業務システムの構築業務は、平成29年度から開始し、平成29年度末から30年度に掛けてプロトタイプを構築した。

この時の契約では、企画競争を実施、複数の参加者の中から事業者を選定し、クラウドでの通信環境を整備した。この環境のテスト用に原子力規制検査業務に係る簡易なアプリケーションも構築した。

令和元年度は、前年度に通信環境を整えたこと、通信テスト用に簡易アプリケーションも構築済みであったため、プロトタイプを構築した事業者と随意契約を締結した。

(なお、前年度参加した事業者に参考見積りの提供と入札の意志があるか確認したが、参考見積りの提供がなかった。)

○原子力規制検査HP構築業務は、原子力規制検査独自に、規制庁のHPとは全く別の環境でHPを構築することも検討したが、原子力規制委員会HPの一部として構築する方が以下の理由から合理的であると判断した。

・別の環境でHPを構築するよりも規制庁のHPの一部として構築した方が安価である。

(注1)

・検査内容は、安全審査や原子力規制委員会の会議での結果と同様に公表するものであり、原子力規制委員会HPの一部にしておくことは、それを検索する国民にとっても有益である。(注2)

・将来的なメンテナンスや規制庁職員によるHP掲載作業を考慮すると、掲載作業を行う担当者としても、複数の作業手順を覚える必要がなくなる。

○規制庁のHPのCMSサーバ導入、システム構築、サーバ設計の内容、コンテンツの整理やデザイン方針などは従前の業者のみが詳細を把握していることから、同業者と随意契約を締結した。

○以上の理由から、当時は随意契約も止むを得ないと考えたが、一つ一つの理由の吟味が十分だったとは言い切れず、なお一層競争性に配慮した契約方式の検討をすべきであったと考える。

（注1）原子力規制庁のHPとは全く別な環境で原子力規制検査のHPを公開するためには、HPのコンテンツをインターネット上に置く環境が必要になり、この環境は、原子力規制庁のセキュリティポリシーを守るために、セキュリティが確保され、バックアップやログ管理が可能であるものでなくてはならない。現在の原子力規制庁のHPのようにサーバを持つにしても、仮想空間を借りるにしてもコンテンツ作成以外に環境構築の費用が必要となるため、原子力規制委員会HPの一部として構築したほうが安価となる。

（注2）必要な情報にリンクや検索でアクセスすることが容易であるため。具体的には、全く別の環境（別のドメインサーバ等）に置かれた情報にアクセスする場合、別のウィンドウをいくつも開く設定になり、検索する際の作業が煩雑になる可能性や、審査や検査といった、一連の原子力の安全規制の流れを確認する際、検査のみ別のHPにすると、それぞれのHPを併せて確認する必要があり、一連の安全規制の流れが把握しにくくなる可能性がある。